

# 開業医の上手なお金の残し方

ご存知ですか？

生涯手取り **1億円以上の差** がつく

**増患対策と財務手法**



## 小冊子テーマ ～お金を「増やす」「残す」「守る」財務手法～

株式会社 アルファネット 開業医の安心経営パートナー 原 数幸

### ～はじめに～

日々、日本の健康を地域で支えている開業医の先生へ

この度は「開業医の上手にお金を残す方法」～お金を「増やす」「残す」「守る」財務手法～の小冊子をお手に取っていただきまして誠にありがとうございます。

開業医の安心経営パートナー 原 数幸です。

この小冊子は、地域の健康を支えている開業医の先生方にお金の悩みや不安から解放され、地域医療に専念出来る環境作りのお手伝いするために作成しました。先生の今後の医療経営へ少しでもお役に立てる情報でしたら幸いです。

(注) この小冊子は以下のような希望の先生には向いておりません。

私は「短期間に大きくお金を増やすこと」を目的にしていません、むしろ「お金を安全確実に増やす・残す・守る」ことを主眼に置いています。従って、ハイリスクハイリターンのように短期間に大きなリターンをご希望の先生には、お役に立てない可能性がありますのでご了承下さい。

開業医の先生は医師であると同時に経営者でもあります。したがって、医療以外の業務もたくさんあると思います。例えば・新患を増やす・新たな医療技術等の勉強会・レセプト請求・スタッフの管理育成・各方面への支払い・院外薬局との折衝・税金の問題・資産形成・ご自身の自己実現 など挙げたらきりがありません。

この中でも税金の問題や資産形成については、苦手な先生が多いと感じます。先生から税金やお金の悩みがなくなれば、安心して医療に専念できると思います。そうすることで、子供からお年寄りまで健康で元気な社会になり、日本の未来も素晴らしいものになっていきます。

先生が税金やお金の悩みから解放され、安心した医療経営と幸せなライフプランの環境づくりにお役に立てましたら幸いです。

私は開業医の先生とのお付き合いの中で、お金や資金繰りのことで以下の6つの相談をされることが多いです。

- ① かなり稼いでいると思うけど意外に残らない。
- ② 税金の負担が増えるばかりで何とかしたい。
- ③ 医療法人は得だと言われたが、それほど実感がない。
- ④ 医療法人化を考えているが損得がわからない。
- ⑤ 税理士に聞いてもハッキリと答えてもらえない。
- ⑥ 投資の話がよく来るが痛い目にあった(あいそう)なので安全な投資を知りたい。

このような相談に対して、実際に対策を検討して実行した先生と、何もしていない先生では、生涯の手取りが数千万から1億円以上変わります。

### ～財務手法を知った先生の感想は～

- ◇ 効率よくお金を残せることが分かった
- ◇ 法人にすればお金が残ると言われたが・・・法人の活用方法を知らなかった
- ◇ 税理士も教えてくれなかった(知らなかった)
- ◇ もっと早く知りたかった
- ◇ 税金・社会保険料の負担軽減が簡単にできるとは・・・
- ◇ 医療法人にした場合の損得が理解できた

上記の様な感想をどこの医院さんでも実感して頂ける対策です。

小冊子という限られたスペース中だけでは、一部の財務対策しかお伝えできませんが、何をやれば良いのかのポイントやお金を上手に残す方法がわかると思います。さらに詳しい具体事例などは個別に対応させていただいております。（連絡先は最終ページに掲載）

（注）小冊子では、税務について詳細な説明や解説をすることを目的としておりません。開業医の先生の税金やお金の悩みを解決して、より良い資産形成をすることを目的としております。税制は今後の動向が分かりにくいので、そのため、税率などは「大まかな数字と概算」で表記します。その点をご理解いただき参考にいただければ幸いです。

## 目次

はじめに	1
①開業医の正しい財産の残し方とは	1
②医療法人の最大活用の仕方とは	2
③新型医療法人と旧型医療法人とは	4
④MS 法人の最適な対策とは	5
おわりに	7

### ①開業医の正しい財産の残し方とは

わが国の財政状況を語る際に必ず話題になるのが社会保障費の増大であります。その中でも特に高齢年金と医療費の増大は国の財政課題の中でも最大の関心事であります。そして、ご存知の通りに診療報酬の改定が定期的に行なわれ続けています。今後も診療報酬の見直しは行なわれ続けていくでしょう。ますます医療経営が難しく収入が減少する可能性があります。その様な状況の中でどのように財産を残して行けば良いのでしょうか？

まず、財産を残すには税制の流れを知ることがとても重要です。税金の種類によって税率が違います、正々堂々と手取りを増やすには、

- ・ 税率の低い税を選択します
- ・ 納税時期を自分で選択します

これらのことで手取りを増やすことが可能になります。



そして、今後の税制の流れは

- ・ 個人の税金は増税へ
- ・ 法人の税金は減税へ
- ・ 資産税（相続税）は増税へ となつて行きます。

結構稼いでいるのに意外に残らないとおっしゃる先生が多いです。先生はいかがでしょうか？

ビジネスでは当たり前の簡単な算式をご覧ください。

$$\text{売上} - \text{経費} = \text{利益} \Rightarrow \text{利益} - \text{税金} = \text{税引き後資金}$$

したがって手取りを増やすには、

#### ①売上を増やす

#### ②経費を減らす

#### ③税金を減らす この3つの方法しかありません。

しかし、医療法人でない個人開業医の先生では③の税金を減らす方法はそれほどありません。ですから、まずは「目の前からお金を消す」という事がすぐに実行できて効果があります。

とても簡単な方法です。

通帳を目的別に4つ作ります。

	使う	貯める
医院	①医院の支払い	②医院の貯蓄・資金繰り
院長	③先生個人の支払い	④先生個人の貯蓄

#### 通帳①は「医院の支払い」

- ・ スタッフや専従者の人件費
- ・ 借り入れの返済
- ・ 家賃や仕入れ等の支払い

毎月の支払いが完了したら、月末の残高は「0」になります。

#### 通帳②は「医院の貯蓄や資金繰り」

- ・ 納税準備資金
- ・ 将来の改装や設備投資への準備
- ・ 急に資金が必要になった時への準備

毎月一定の額を入れるのが理想ですが、当然売上は月毎や季節変動しますから、そんなに固く考える必要はありません。

### 通帳③は「先生個人の支払い」

- ・ 毎月の生活費
- ・ 住宅ローンまたは家賃、その他のローン
- ・ お子様の教育資金

毎月の個人の支払いが完了したら、月末の残高は「0」になります。

### 通帳④は「先生個人の貯蓄」

- ・ お子様の教育資金
- ・ 老後生活資金)
- ・ 車や旅行等趣味のための資金
- ・ 納税のための準備資金

出来れば毎月一定額を各通帳へ入れる事をお勧めします。

通帳①、③は毎月一定に推移すると思います。通帳④は一定の額を貯蓄します。変動が大きいのは通帳②になります。将来医療法人化した場合には、この通帳②が医療法人の利益と考えられます。ここまでやっていくと毎月の資金の流れが目に見えて分かるようになります。そして、通帳④にお金が残るようになっていきます。しかし、多くの先生方はこの通帳④のお金が増えてくると、欲しい物が出てきて使ってしまうのです、もちろん先生が稼いだお金ですから何に使おうと自由なのですが、そうしていると結果的に「お金が残らない」ことになります。

そこで、通帳④に貯まったお金の一部を「目の前から消す」のです。お金を貯めるには「つい使ったりする」ことがないようにする事が肝要です。この「目の前から消す」のは、先生に一番適した金融商品を活用して行うのがよいでしょう。

- この他に、大切なお金の残し方は、先生のライフプランに沿った資金計画を作成する事です。
- ライフプランを作成するにあたりまず始めることは、悩みや不安や課題を明確にする事が大切です。先生方は主にこのような悩みや不安や課題があるようです。

- ・ 子供の大学資金を残したい。
- ・ 老後の生活資金を準備したい。
- ・ 働けなくなった時の事が心配だ。
- ・ 医院を子供に継いでもらいたい。

- ・ 借入金を早期に返済したい。
- ・ 借入金が残っているので万が一の事が心配だ。
- ・ 余裕資金での資産運用がしたい。
- ・ 医療法人にするかしないか？

- 最終的に利益をどのくらい出したいかが分かれば、逆算して目標の診療報酬額を検討したり、分かりやすい利益の仕組みの理解によって、何故利益が必要なのか明確に分かります。

### 開業医の正しい財産の残し方 ポイント

このような流れで考えます。

- ✓ ライフプランを作成して目的を明確にします。
- ✓ その資金の必要な時期と必要な額を明確にします。
- ✓ 通帳を4つに分けて管理します。
- ✓ 多くの対策や金融商品の中から最適な方法を選択します。

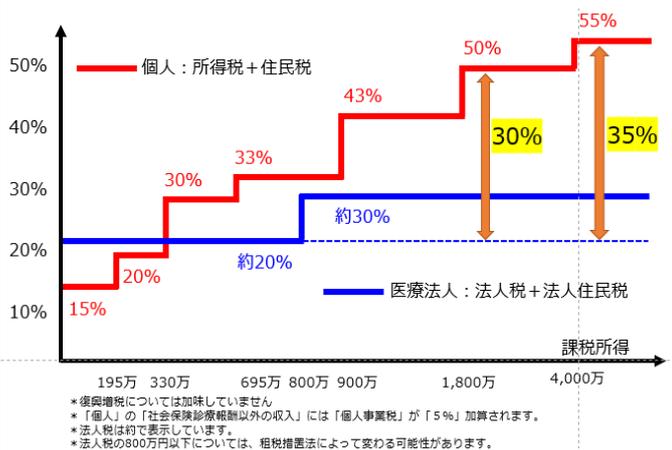
### ②医療法人の最大活用の仕方とは

開業後、順調な医院では売上が増えていき、利益が上がり先生の所得が増えていきます。所得が増えることは素晴らしいことですが、それに伴って重税感が芽生えてくる先生も多いです。個人医院の時には、事業所得がそのまま院長の所得となり、それに対して所得税がかかります。医療法人を設立することで、院長のみならず法人経営に関わる親族を役員とし一定の報酬を得ることによって、所得の分散・節税につながります。

一方、医療法人の事業所得には法人税、法人事業税等が課されることとなります。「個人医院」と「医療法人」になった場合との税制面を比較した場合、医療機関の財務バランスによっては、必ずしもメリットが出るわけではなく、個々に判断するしかありません。医療法人化すべきかについては、自院の経営方針や方向性、医療法人化後の手続きに係わる手間暇とそれにかかるコスト、社会保険料などの納税以外の支出なども検討する必要があり、税制面だけを判断材料にするべきではありません。

医療法人化の目的や税制面での仕組みを十分に認識した上でシミュレーションし、総合的に判断することが求められます。

## 個人と法人の税率比較



このグラフを見ていただくと、概ね個人より医療法人の税率のほうが低くなっており、課税所得 900 万円超 1,800 万円以下の場合、個人 43%に対して医療法人は約 30%。課税所得 1,800 万円超の場合、個人 50%に対して医療法人は同じく約 30%となります。この個人と医療法人の税率の差が医療法人化のメリットの 1 つであるといえます。

例えば、個人で課税所得 3,000 万円の先生が医療法人化して、理事長報酬 1,800 万円、医療法人の利益 1,200 万円とした場合（社会保険料負担等その他の条件は考慮せず計算しています） \*分かりやすくするために、個人の申告所得 3,000 万円のうち、1,800 万円を超える 1,200 万円（税率 50%の部分）に絞って解説します。

### 【個人】

税率 50%ですから、 $1,200 \text{万円} \times 50\% = 600 \text{万円}$ （個人の税金）したがって個人に残るお金（手取り）は 600 万円となります。

### 【医療法人】

医療法人に移転した 1,200 万円は 800 万円以下について税率 22%、800 万円超の 400 万円については税率 30%として計算すると、 $(800 \text{万円} \times 22\%) + (400 \text{万円} \times 30\%) = 296 \text{万円}$ （法人税）となります。したがって医療法人に残るお金（利益余剰金）は、 $1,200 \text{万円} - 296 \text{万円} = 904 \text{万円}$ となります。

つまり個人で納める税金と医療法人で納める税金とでは、 $600 \text{万円} - 296 \text{万円} = 304 \text{万円}$ の差が出るようになります。この納める税金の差が「医療法人のメリット」の 1 つです。更に、奥様などへの給与を支払う事でメリットが拡大します。

医療法人の最大活用には、デメリットも知っている必要があります。

### 「医療法人化のデメリット」

- ① 従業員の社会保険料の加入が必要となります。（負担が増えます）
- ② 医療法人のお金と先生個人のお金は別になります。（不自由になる）
- ③ 税理士報酬が増えます。（負担が増えます）
- ④ 個人で使うお金は個人負担（経費にならないお金は個人負担）
- ⑤ 医療法人の解散が面倒になります。（出来ないわけではないですが少し面倒なだけです）
- ⑥ 接待交際費に上限があります。（通常は上限までは使わないと思います）

### 「医療法人化のメリット」

- ① 高額所得の先生ほど税制上有利になります。（税率が違います）
- ② 先生に役員報酬を支払えます。（給与所得控除が使えます）
- ③ 夫人（理事）にも役員報酬を支払えます（給与所得控除が使えます）
- ④ 役員退職金を支給できます。（役員報酬より圧倒的に税率が低いです） \*後ほど解説します。
- ⑤ 社会保険診療収入の源泉徴収がありません。（個人では 10%源泉されていました）
- ⑥ 医療法人の赤字は 10 年間繰越控除できます。
- ⑦ 経費（損金）になる生命保険を活用できます。（退職金準備や利益の繰り延べができます）
- ⑧ 保障としての保険料が経費（損金）扱いできます。

### 【医療法人化して後悔している先生の理由】

- ① 医療法人化したらメリットが多いと言われたが、何が得かわかっていない。
- ② 収入が下がってきて節税効果がなくなった。
- ③ 個人所得を取りすぎで、医療法人の節税効果を使っていない。（知らなかった）
- ④ 退職所得のメリットを知らないので十分な準備をしていない。

## \*医療法人化のメリット④役員退職金を支給できます

活用メリットのポイント

退職金の税金は、退職所得から退職所得控除（役員年数に応じた非課税枠）を差し引いた額の2分の1に税率（所得税+住民税）をかけて計算します。

理事長の報酬は1,800万円を超えた所得は税率50%です。退職所得の約2分の1に50%の税率をかけても、退職所得に対しては25%の税率となります。さらに退職所得控除もありますので、退職所得に対して25%以下の税率（所得税+住民税）となります。★**利用しない手はないですね!**では退職所得控除の金額は?

勤続20年以下の場合⇒40万円×勤続年数

勤続20年以上の場合

⇒(40万円×20年)+70万円×(勤続年数-20年)

例:勤続30年=(40万円×20年)+70万円×(30年-20年)=1,500万円

具体例で見てみましょう。

**ある先生は医療法人化して30年経過して退職をすることになりました。**

退職金の計算式は、

$(\text{退職金の額}-\text{退職所得控除}) \times 1/2$

$\times \text{税率 (最高 55\%)} - (\text{所得控除})$

有利ポイント①退職所得控除が受けられる

有利ポイント②課税所得を2分の1にできる

有利ポイント③他の所得と分離課税できる

## 退職金は1億円

$(1\text{億円}-1,500\text{万円 (退職所得控除)}) \times 1/2 \times 55\% - 479.6\text{万円} = \text{約 } 1,850\text{万円 (税金)}$

## 従って、何と手取りは約8,150万円です。

このように医療法人から個人へ資金を移転する際には、最も税率の低い方法と言えるのではないのでしょうか?

\*しかし、先生が生涯現役を貫かれるなら、この退職慰労金のメリットを享受することはできません。

### 【診療報酬 5,000万円（診療報酬+自由診療）以下の場合】

診療報酬が5,000万円以下の医院では、租税措置法26条を使えます。その場合は医療法人化するよりも、個人で申告した方が手取りは多く、医療法人化はお勧めしておりません。

## 【ある税理士さんと先生の会話】

「売上・利益が増えて法人税が増加するので、先生の役員報酬を上げて法人税を節約しましょう。」

せっかく個人の税負担の軽減のために医療法人にしているのに、何故また高い税率の個人所得へ移行して税金の支払いを増やすのか? 「報酬を上げないと先生の生活が苦しい」

「子供の教育資金に必要なので役員報酬を上げる」等 ライフプラン上で必要でしたら報酬を上げなければなりません。税金面の事だけでしたら法人で貯蓄した方がお金は多く残ると思います。更に今後も個人の税率は上がり法人税は下がる方向になりそうです。

## 医療法人の最大活用 ポイント

医療法人の低い税率を有効に利用して、効率よく安全に貯蓄し資金を増やします。

## その資金をいかにして個人へ移転するのが最大のポイントになります。

個人へ移転するには、退職慰労金の他にも対策があります。この対策を行うことで手取り金額は大きく変わってきます! 検討してみたいかがでしょうか?

## ③新型医療法人と旧型医療法人とは

新型医療法人と旧型医療法人の違いとは? (\*便宜上、第5次医療法改正前に設立された医療法人を「旧型医療法人」、改正後に設立された医療法人を「新型医療法人」と呼ぶことにします。)

医療法人では、残ったお金は最終的に国に徴収されると思っている人もいます。この勘違いは平成19年4月の第5次医療法改正について正確なことを知らないことによる誤解です。

《第5次医療法改正》\*詳細は省いてきます

改正前

改正前の医療法人は、解散時には、残余財産は「出資者」に帰属することになっていました。

改正後

第5次医療法改正により、医療法人の解散時の残余財産の帰属先が・・・

↓

国もしくは地方公共団体又は他の医療法人に限定される事になりました。

↓この結果

平成 19 年 4 月 1 日以降

「持分の定めのある社団医療法人」の設立が認められなくなりました。

(参考)

平成 19 年 3 月 31 日までに設立されていた医療法人の取り扱い  
平成 19 年 3 月 31 日以前に設立された「持分の定めのある社団医療法人」（一人医療法人も含む）は当分の間「経過措置型医療法人」になります。当分の間は従来の取り扱いが認められています。

### 財産権が認められなくなるって本当？

#### ①財産権とは？

「持分の定めのある社団医療法人」の旧モデル定款に規程されている 2 つの権利をいう

1、社員退社時の持分払戻請求権（旧モデル定款 第 9 条）  
社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができます

2、解散時の残余財産分配請求権

（旧モデル定款 第 34 条）

本団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとします

#### ②第 5 次医療法改正（前）持分の定めのある社団医療法人

- 改正前の「社団医療法人モデル定款」では、上記 2 つの権利が認められていました。

#### ③第 5 次医療法改正（後）持分の定めのない社団医療法人

- 財産権を保証していることが、医療法人の非営利性を失わせているという批判により、「持分の定めのある社団医療法人」設立が認められなくなりました。
- 新設の「持分の定めのない社団医療法人」は、「財産権」は、保証されなくなりました。
- 社員退社時の払戻請求権はありません。
- 改正後の医療法人が解散した場合には、その残余財産は、「国・地方公共団体等」に帰属することになりました。

旧型医療法人では、理事長が退職して退職金を受取って、それでも医療法人に残ったお金（残余財産）は医療法人を解散した時に、出資金を出した先生が受け取っていました。

（一定の課税はあります）

新型医療法人では、理事長が退職して退職金を受取って、残余財産は、医療法人解散時に出資金を除いて国または地方公共団体に帰属することになりました。

### 新型医療法人と旧型医療法人 ポイント

最大のポイントは残余財産であります。

新型医療法人では残余財産があれば取られてしまいます。どうするのか？

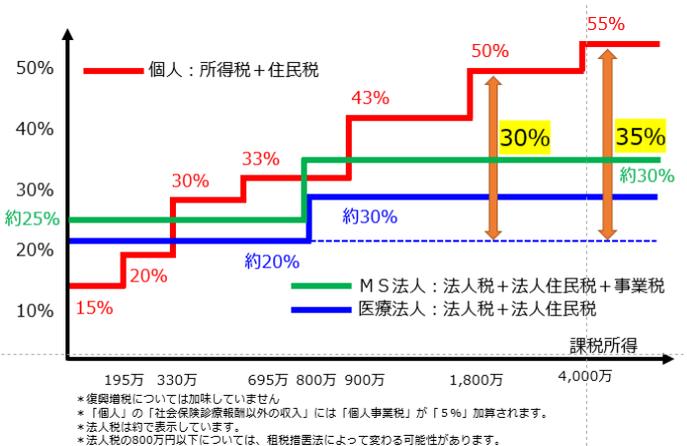
簡単です！残さなければ良いのです。

その対策をされていますか？

### ④MS 法人の最適な対策とは

MS 法人（メディカル・サービス法人）とは、医院が行なうことのできない営利事業を担わせるために設立された「会社」、医院の医療業務と管理業務を分離して設立された「会社」とも言えます。つまり、通常会社そのものです。法律上「MS 法人」という法人形態があるわけではありません。

### 暫定的な税率表 個人・医療法人・MS 法人の比較



一般的に MS 法人は「節税目的」が多いように思います。医院や医療法人で多額の利益が出ると、それに伴って納税額も増えます。その時の節税の方法として MS 法人の活用があります。しかし、節税対策より大切な MS 法人の存在意義があります。

- ① 医療法人ではできない営利活動ができる
- ② 医療法等の影響が及ばないため、都道府県に干渉されることがない

MS 法人は通常の会社ですから、医院や医療法人のように都道府県の監査等の干渉を受けることはありません。自由に活動する事ができます。

MS 法人の事業内容として主なもの

1. 介護サービス事業
2. 不動産を所有し、自己の土地、建物を有効に活用
3. 通所介護や有料老人ホーム、ケアハウス等の多地域展開に利用
4. 高齢者向け賃貸住宅などを運営
5. 分院展開における拠点

それでは、MS 法人のデメリットから見ていきましょう。

### 【MS 法人のデメリット】

#### 1. 売上が 1000 万円以上になると消費税の納税義務者になります。

消費税の納付が必要となります。ところが MS 法人を設立して売上が 1,000 万円を超えないようでは、MS 法人のメリットを活かすことができません。したがって消費税の納税金額と節税金額とのメリット・デメリットを検討することが必要です。

#### 2. 法人の事務処理や決算等の手間とコストが必要になります。

MS 法人を設立して事業を始めるとそのためのコストがかかります。

例えば、次のような事です。

- ・ 決算のための経理処理の時間とコスト
- ・ 決算書を作成し、税務申告をするための時間とコスト (税理士に支払う顧問料や決算費用等)

#### 3. 医院で利益が出なくなると意義が希薄になります。

MS 法人は、医院や医療法人の利益の一部を移転するために活用されます。その医院や医療法人の売上が落ちてきて、利益が出なくなると MS 法人に移転する利益がなくなります。そうなった場合、MS 法人の維持管理コストだけが残り大きな負担になります。

#### 4. 税務調査が厳しいので、院長個人や医院との取引が否認される可能性があります。

MS 法人は「医院や医療法人の利益の移転先」と考えられている事が多いです。MS 法人の売上は医院からの委

託料や不動産等の賃料が大半を占めます。その委託料や賃料の設定に対して税務調査が厳しくなっているようです。税務調査の際に否認されることもあるようですから、否認されないための正当な取引や根拠を準備しておくことが大切です。

### 【MS 法人のメリット】

#### 1. 利益は法人税が適応となり節税できます。

MS 法人は一般の会社ですから通常の法人税が適応されます。個人の税金（所得税＋住民税）と比較して低くなっていますので、個人の所得を MS 法人に分散することで節税効果が図れます。

#### 2. 内部留保を株主に配当できます。

医療法人では医療法により配当が禁止されています。そのため利益が出ると内部留保がたまりやすくなります。旧型医療法人では、内部留保が持分の増加につながりますが、医療法人の承継や相続時に多額の贈与税や相続税が発生する可能性があります。MS 法人を活用することで所得の分散ができ、結果として医療法人の内部留保を抑えることができます。

#### 3. 役員を奥様や親族にすることで役員報酬の所得分散になります。

個人の所得税は累進課税です、先生一人で多額の所得があると 1800 万円を超える所得には 50%課税されます。その一部を MS 法人に移転し、さらに奥様や親族等を役員にすることで役員報酬を支払うことができ、所得分散により節税が図れます、更には、資産の移転になりますので相続財産を減らす効果もあります。

#### 4. 医療法人ではできない事業ができます。

- ・ 不動産の売買、賃貸ならびに管理
- ・ 医療用器械器具、家具、事務用品および自動車の販売、賃貸ならびに管理
- ・ 病棟その他医療施設の衛生管理および清掃業務の受託
- ・ 有価証券の保有、運用、管理および売買 など、その他「目的」に記載すれば事業として出来ます。

### MS 法人対策 ポイント

MS 法人にはデメリット・メリットがあります。

うまく活用できれば大きな節税効果が図れますが、活用方法が難しいのも事実です。活用するには顧問税理等の専門家と良く比較検討する必要があります。

## ～おわりに～

最後までお読みいただき誠にありがとうございました。

私は地域の健康を支えている開業医の先生方にお金の悩みや不安から解放され、地域医療に専念出来る環境作りのお手伝いをするために、この小冊子を作成しました。先生の今後の医療経営へ少しでもお役に立てましたら幸いです。

私は「短期間に大きくお金を増やすこと」を目的にしていません、むしろ「お金を安全確実に増やす・残す・守る」ことを主眼に置いています。従って、ハイリスクハイリターンの方に短期間に大きなリターンをご希望の先生には、お役に立てない可能性がありますのでご了承下さい。

## 私がお役に立てること

- 医療法人最大活用「法人から個人へ資金の移転対策」（小冊子やHPでは具体的に書いてない内容です）
- 社長・院長の『生涯手取りが1億円以上の差が出る60の財務手法』
- 開業医の正しい財産の残し方
- 増患マーケティング対策
- 口コミで新患を20%増やしていく方法
- MS法人の最適な対策
- 社会保険料適正化・削減
- ライフプランニング&マネープランニング
- 円満円滑相続対策&事業承継対策

### 参考文献

開業医が知っていると得する「稼いだお金の上手な残し方」改定新版  
著者 牧野克彦氏

小冊子の内容の具体事例は上記の本の中で紹介されています。

私は牧野克彦氏の主宰する「ドクターブレインプロジェクト」のメンバーとして、クリニックの経営、増患対策、財務戦略などの定期的な勉強会より最新情報をご提供しております。

## プロフィール

### 開業医の安心経営パートナー

**増患・財務・人財問題を共に解決していきます！**

株式会社アルファネット

代表コンサルタント 原数幸



私が財務戦略を通して先生のお役に立ちたいと思った背景は、

中小企業・開業医を中心に100件以上の財務戦略立案に携わってきている中で、赤字を回避、資金繰りの改善など財務戦略で高い評価をいただきながらも、8社の倒産・廃業に直面しました。

その倒産などの事後処理中にある社長から涙ながらに「自殺を考えていた。倒産とは本当に惨めで情けない。こんな目に合わないように1社でも多くの中小企業を守って欲しい」と言われました。

私は何も出来なかった自分の未熟さと考えの甘さに涙を流して猛省しました。常に、この社長の言葉を胸に自分の一生を賭して、中小企業・開業医に高レベルの財務戦略を提供することをミッションに活動しております。

特に私は社会人になってから17年間医薬品卸で営業をしてきました。医師の先生方に温かく育てられ現在があります。その恩返しをするために、開業医の先生が経営（特に資金繰りと増患対策）に悩まず、本業である医療に専念できる環境作りには貢献すると誓います。

### 【ご質問・相談の連絡先】

初回無料相談受付中です。

小冊子の内容や医院の財務戦略、経営に関してのご質問・ご相談は、まずはお気軽に下記メールへ連絡してください。お急ぎの場合は携帯電話へお掛けください。

\* 質問・相談をされても強引な売り込みもその後に発生する先生の義務などは一切ありません。何故なら私もその様なことをされたら嫌です。安心して質問して下さい。

長野県NO.1 開業医の「増患マーケティング」と「財務支援」

株式会社アルファネット

〒390-0835 長野県松本市高宮東 1-39

原 数幸

携 帯 090-1868-6752

メール hara@alphanet-ma.co.jp

WEB [https:// clinickeiei-nagano.com](https://clinickeiei-nagano.com)